

令和2年11月19日

陳情第45号

小田原駅周辺の建築物の高度規制を全面的に撤回することを求める陳情

## 小田原駅周辺の建築物の高度規制を全面的に撤回することを求める陳情

### 【陳情趣旨】

小澤良明市長の時、小田原駅に隣接するお城通り地区再開発事業計画地内で、高度127メートルのタワービルが建設されることが計画されたにもかかわらず、小田原城（68.3メートル）より高いという理由で一部住民の反対運動により計画が撤回された際に、小田原駅周辺の建築物の高度を小田原城より高くしないという、根拠の曖昧な「自主規制」が定められました。その後、加藤憲一市長が条件つきで一部緩和するに至っておりますが、大勢において変わりはなく現在に至っております。

小田原駅周辺のいわゆる中心市街地の衰退は、長期間緩やかに継続し改善される気配もなく、食品スーパーや商業施設の撤退という目に見える形で顕在化しています。

シャッター商店街を他人事として見ているうちに、街の衰退が静かに進行していると理解すべき状況です。

原子力発電所の事故という困難な障害物を抱え込むことになった東日本大震災を例にはできませんが、平成28年4月14日に発災した熊本県・大分県での震災においては、報道によれば発災から2日から3日後には、比較的軽微な被害で済んだ食品スーパーやコンビニエンスストアなどの商業施設が順次営業を再開することで、被災者への食品や生活用品の供給に貢献しています。

さて、小田原市が地震災害から逃れることのできない場所に位置していることは、住民全体の共通認識であるところ、震災や津波等の災害が起きた際には、どのように対処できるのかの判断が、必ずしも統一されていないように思われます。それが顕著に表れているのが、都市計画や防災計画であると考えます。

さらに昨年は、大型台風の脅威にさらされて風水害が住民の記憶に刻み込まれた年になりました。震災時だけでなく時に風水害においても、熊本県や大分県、あるいは福島県のように、自衛隊がただちに小田原市に災害派遣されるなどと考えるはならないのです。

小田原市が自衛隊の派遣を必要とするような地震被害を受ける時、横浜や東京のような大人口を抱えた自治体に、いやも応もなく自衛隊が優先して派遣されるのは不可避の判断です。自衛隊員の数は限られています。

自衛隊が救援のために来るまで、1週間は自分で生き残る努力をすればよいという希望とも言えない願望は捨てねばならないということです。

酒匂川という大きな河川が市域を東西にほぼ二分する小田原市においては、両岸でそれぞれの事情に応じた対策が求められますが、特に5社の鉄道路線が入り、多くの旅客が往来するターミナル駅である小田原駅周辺は、災害対策として格段の対策が必要となります。

東日本大震災の発災以後、小田原市内のマンションやビルなどの高層施設を対象に、津波災害からの避難を目的とした災害援助協定を随分と熱心に締結したように記憶しています。しかし、小田原駅周辺の耐震強度不足の老朽化した建築物を更新してもらい、震災時に食品・生活用品供給施設として機能させることのできる商業施設を誘致することは、前述の高度規制という悪影響から逃れられず進展しません。

小田原市が地震や災害に対応できる都市になるためには、小田原駅周辺の施設を緊急時に対応できる施設としてリニューアルするよう求めるべきで、その際に有効な容積を少しでも多くすることが、公費負担を増やさずに災害対策できる方策です。

江戸城跡地に位置する皇居のお堀沿いには100メートルを優に超す超高層ビルが随分と見受けられます。霞が関ビルが計画されたときに、適正な高さについても議論されたようですが、現状のような事態に落ち着いています。皇居より高いのは警備の問題があるにしても、今や議論さえされません。

高度規制という無用な自主規制を継続するのであれば、小田原駅周辺を中心市街地と詐称することは止めて乗換駅周辺地区と称すべきです。政策的判断としての災害対策と中心市街地の活性化対策を、議会として市長に改めて確認すべきであると考えます。

#### 【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市長に対し、「小田原都市計画高度地区の運用基準」をさらに見直し、小田原駅周辺の建築物の高度規制を全面的に撤回するよう求めること。

令和2年11月19日

小田原市議会議長  
奥山 孝二郎 様

提出者

小田原市中村原303

加藤 哲男 ㊞